

市第 134 号議案

横浜市保育所条例の一部改正

横浜市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例（昭和26年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

横浜市神大寺保育園
横浜市菅田保育園

を

横浜市神大寺保育園

に、

横浜市並木保育園
横浜市並木第二保育園

を

横浜市並木保育園

に、

横浜市下瀬谷保育園
横浜市瀬谷第二保育園

を

横浜市瀬谷第二保育園

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市菅田保育園等を廃止するため、横浜市保育所条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市保育所条例（抜粋）

（~~上段 改正案~~）
（下段 現 行）

別表第1（第1条第2項）

名 称	位 置
(省 略)	(省 略)
(省 略)	横浜市神奈川区
横浜市神大寺保育園	
横浜市菅田保育園	
(省 略)	
(省 略)	(省 略)
(省 略)	横浜市金沢区
横浜市並木保育園	
横浜市並木第二保育園	
(省 略)	
(省 略)	(省 略)
横浜市下瀬谷保育園	横浜市瀬谷区
横浜市瀬谷第二保育園	
(省 略)	